

第二期 大阪府がん対策推進計画

平成25(2013)年3月

大 阪 府

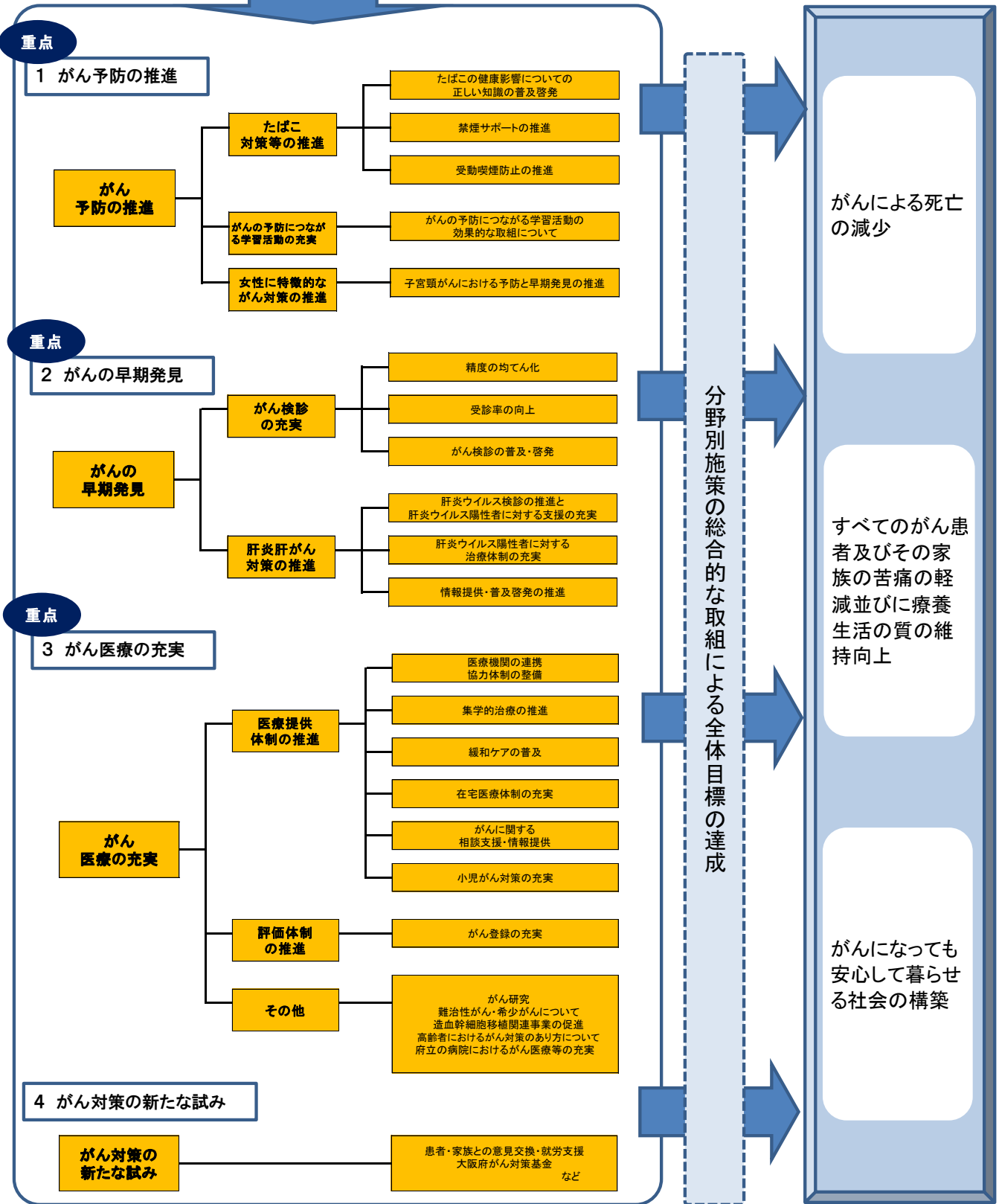
大阪府がん対策推進計画の計画推進イメージ図

《基本方針》

- がん患者を含めた府民の視点に立ったがん対策
- 重点的に取り組む課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策

特に重点を置いて取り組む課題を定め、分野毎に施策を推進

全体目標



◆ がん登録の充実

がん対策を企画・評価するためには、がんのり患（発生）率や生存率、死亡率等の正確な統計が必要で、地域がん登録はがん対策の羅針盤といわれるように、がん対策に必要不可欠ながんの実態を把握するための仕組みです。

府は、1962年（昭和37年）より大阪府地域がん登録事業を開始し、長期にわたり、精度の高い府内のがん発生数や生存率等を算出し続けています。また、これらに基づいて、府のみならず、二次医療圏および市町村のがんの実態を把握し、喫煙対策やがん検診、がん医療の企画と評価に役立てています。

大阪府がん登録への届け出件数は、大阪府がん対策推進計画策定時（平成20年）に比べて、約1.7倍（平成20年：38,475件→平成22年：64,638件）に増加し、登録資料の精度が向上しています。

また、平成23年度から、登録患者の生存確認調査に、府住民基本台帳ネットワーク情報を活用する等、調査事業の効率化・迅速化を図っています。

今後も、引き続き、大阪府がん登録の精度向上を推進するとともにがん登録情報の管理を徹底し、がんの実態を踏まえたがん対策を企画し、喫煙対策（喫煙率の激減、受動喫煙防止）やがん検診の充実（早期発見・早期治療）、がん医療の均てん化（府民が均しく標準的ながん医療が受けられるような体制の充実）を図った上で、各取組について疫学的見地から科学的根拠を踏まえて評価します。

1 取組の内容

【1】がん登録の精度向上

（1） 国指定拠点病院及び府指定拠点病院は、院内がん登録を実施し、大阪府がん登録へ速やかに届出する等、大阪府がん登録事業に積極的に協力することとします。

（2） 国指定拠点病院及び府指定拠点病院以外のがん診療を担う医療機関では、院内がん登録を担当する責任者を設置する等、院内がん登録事業を推進するとともに、引き続き、大阪府がん登録事業に協力することとします。

（3） 府は、医療機関の院内がん登録の支援に向けて、実務担当者の育成・支援に向けた研修を継続的に実施します。

（4） 府は、国に対する地域がん登録事業の法制化の要請、検診で発見されたがんの届出の推進、市町村がん検診の精度管理における登録資料の活用等、大阪府がん登録の精度向上のための方策を検討します。

【2】大阪府がん登録資料の活用

(1) 府は、引き続き、大阪府がん登録事業の意義と内容について、医療機関や住民票情報を取り扱う市町村をはじめ、府民に周知することにより、その理解を得ることとします。

(2) 府は、個人情報保護に留意しながら、府におけるがん対策の企画と評価や市町村の実施するがん検診事業の精度管理に活用する等、より一層、大阪府がん登録資料を積極的に活用します。

2 取組目標

(1) がん登録の精度向上

- 府は、院内がん登録を実施している医療機関数を増加させるとともに、大阪府がん登録資料の精度を向上します。

DCO% (% of Death Certificate Only)

直近データ (平成 24 年度時確定)	(5年以内)	目標値 (平成 29 年度時確定)
22%	→	15%以下

(内容)

死亡情報のみによる登録患者の割合で、登録されたがんの診断精度を示す指標です。

死亡情報のみの場合は診断日や治療内容などがいないため、生存率等の計測に含むことができない等、この指標が高い場合、登録の診断精度が低いのみならず、登録の完全性も低くなります。

I/M比 (Incidence/Mortality)

直近データ (平成 24 年度時確定)	(5年以内)	目標値 (平成 29 年度時確定)
1.58	→	1.75以上

(内容)

り患数と死亡数の比(り患数/死亡数)

登録の完全性を示す指標です。ただし予後の悪い部位のがんでは1に近い値をとり、予後の良いがんでは大きな値をとります。

(2) がんの統計(り患率と生存率)の確定時期の短縮

- がん登録の届出件数の増加に伴い、現在、り患率等の確定時期が、診断年から5年弱の期間を要しています。大阪府がん登録資料の積極的な活用に向けて、今後、り患率と生存率の確定時期の短縮を図ります。

(目標)

り患数確定時期	:	当該診断年から4年以内
5年生存率報告時期	:	当該診断年から5年以内